

横浜市立大学附属市民総合医療センター
次期病院情報システムの調達・構築業務
受託者募集要項

平成 30 年 5 月

横浜市立大学附属市民総合医療センター

総務課 システム担当

■添付資料一覧

- ・別添1：次期病院情報システムの調達・構築業務 要件定義書

別紙	別表
別紙1：重要テーマ・軸となる機能に関する要件	別表1：調達範囲のシステムと概要
別紙2：開発導入体制・病院の課題解決に向けた取組姿勢に関する要件	別表2：現行システム構成概要図
別紙3：システム基本要件	別表3：次期システム構成概要図
別紙4：ハードウェア共通要件	別表4：更新対象の現行サーバ機器及び端末類
別紙4-A：サーバ機器要件	別表5：現行端末配置一覧
別紙4-B：クライアント等機器要件	別表6：現行ネットワーク図
別紙5：ソフトウェア共通要件	別表7：次期ネットワーク図
別紙5-A：基幹システム機能要件	別表8：現行接続医療等機器
別紙5-B：医事会計システム機能要件	別表9：当院の概要
別紙5-C：グループウェア機能要件	別表10：カルテ関連帳票
別紙5-D：データウェアハウス機能要件	別表11：医事関連帳票
別紙5-E：その他部門システム機能要件	別表12：データ移行対象範囲
別紙6：ネットワーク機能要件	
別紙6-A：データセンター調達要件	
別紙7：データ移行及びシステム移行要件	
別紙8：テスト要件	
別紙9：研修要件	

- ・別添2：次期病院情報システムの調達・構築業務 提案書等作成要領
- ・別添3：次期病院情報システムの調達・構築業務 優先交渉権者選定基準

1 業務の目的

横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「当院」という。）の病院情報システムは、電子カルテ、オーダーリングシステム、検査・薬剤・栄養等各種部門システム、医事会計システムなどから構成され、診療に係る業務を支え、医療の質やサービスレベルを左右する重要な基盤となっている。また、診療業務だけでなく、医療安全、教育・研究、経営改善の幹ともなっているため、24時間365日の安定稼働や障害を起こさないための保守・運用が求められている。

しかし、現在、当院で利用している病院情報システムは平成24年4月から稼働し、およそ6年が経過しており、ハードウェアの故障等に備えた部品の確保ができなくなることから、31年度には製品の保守ができなくなると予想されている。機器の経年劣化による障害のリスクも高まっていることから、基幹的なシステムとしてさらに継続利用することは難しく、システム寿命としても限界を迎えている。

また一方で、横浜市立大学（以下「本学」という。）の第3期中期計画においては「附属2病院における病院情報システムの情報インフラの共有化や診療の標準化、医療情報データを活用した経営水準の向上や臨床研究への貢献」等の目標が掲げられている。

そこで本学では、第3期中期計画等に基づき、附属2病院の現行システムの課題や次期システムのあるべき姿を明確にし、システム更新の基本的な方針を定め、附属2病院それぞれの更新を進める上での指針となる基本構想をとりまとめた。

今後のシステム更新についてはこの基本構想に基づいて進めることと整理し、単なる機器の入替による安定稼働の継続だけでなく、将来を見据えて、病院の意思決定や業務変革を迅速・柔軟に進めるための仕組みづくりとして位置づけた。

については今回、当院の病院情報システムを、関連する部門システムと共に全面的に更新し、将来的な附属2病院における情報インフラの共有化や診療の標準化等の基盤を構築するためのパートナーとしてふさわしい事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 公募に付する事項

(1) 事業名

横浜市立大学附属市民総合医療センター 次期病院情報システムの調達・構築業務

(2) 業務内容

別添1「次期病院情報システムの調達・構築業務 要件定義書」（以下「要件定義書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

横浜市南区浦舟町4丁目57番地

横浜市立大学附属市民総合医療センター

(4) 履行期間

約定の締結日から平成32年3月31日まで

(5) 事業費用

事業に係る費用は次の金額を上限とする。なお、この金額は約定時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであるが、該当金額以上の提案の場合は約定を締結しないものとする。

事業費用の上限額：1,540,000,000円（税抜）

3 公募及び選定のスケジュール

日程	内容
平成30年 5月 2日 (水)	公募開始
5月11日 (金)	参加意向申出書の提出期限
5月16日 (水)	参加資格確認結果の通知、提出要請書の送付
5月18日 (金)	質問書の提出期限
5月25日 (金)	質問書に対する回答
6月 1日 (金)	提案書の提出期限
6月上旬 (別途通知)	ヒアリング
6月下旬 (予定)	優先交渉権者特定結果の通知

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「申出者」という。）は、平成30年5月2日現在において、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録のあること。
- (2) 横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等を受けていない者であること。特に、受託候補者の特定の日までに当該措置を受けた場合は失格とする。
- (3) 日本の600床以上の大学病院への病院情報システム（電子カルテ、オーダーリング、看護系システム、医事系システム等を含む）の導入実績及び当該システムのデータ移行を含む全面的な更新実績を有すること。
- (4) ISO9000シリーズ、ISMS、プライバシーマークなど、いわゆる品質保証、セキュリティマネジメント等のISOもしくはJISで定められた第三者機関による認証のいずれかを取得していること。

5 参加の手続き

申出者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加意向申出書（様式1）に必要事項を記入し、前項の参加資格要件を満たすことを確認できる書類を添付すること。

(2) 提出期限

平成30年5月11日（金）午後5時必着（※理由の如何を問わず、遅れた場合は受理しない。）

(3) 提出場所

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
管理部 総務課 システム担当
所在地：横浜市南区浦舟町4丁目57番地
電話：045-253-5730（直通）

(4) 提出方法

郵送（簡易書留）または持参

ア. 持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、事前に電話連絡のうえ、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター救急棟5階の総務課システム担当に提出すること。

イ. 郵送の場合は、発送後に必ず総務課システム担当に電話連絡を行うこと。

ウ. この募集要項に定める提出書類が全て揃った状態で提出すること。なお、上記のとおり、原則として提出期限を過ぎた場合は受け付けないが、配達業者の責に帰すべき事由により到着が遅れた場合に限り、その証明をもって受け付ける。

(5) 提出部数

1部

6 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果については、当院から平成30年5月16日（水）までに参加資格確認結果通知書（様式2）で申出者に通知する。その際、本プロポーザルへの参加資格を有することの確認を受けた申出者（以下「プロポーザル参加有資格者」という。）については、プロポーザル関係書類提出要請書（様式3）を併せて送付する。

7 参加資格の喪失

プロポーザル参加有資格者が次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 「4 参加資格要件」の(2)に定める要件を満たさなくなった場合
- (2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター一次期病院情報システムの調達・構築業務評価委員会の委員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った場合
- (3) 提出する書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合

8 質問及び回答

要件定義書等に関する質問については、次のとおり質問書（様式4）を提出すること。なお、質問書以外の方法による質問には回答しない。

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出期間

平成30年5月2日（水）から5月18日（金）まで

(3) 提出場所

横浜市南区浦舟町4丁目57番地

横浜市立大学附属市民総合医療センター 管理部 総務課システム担当

(4) 提出方法

Microsoft Wordで作成した質問書を電子メールで提出すること。また、電子メールの送信後に、必ず電話で到着確認を行うこと。

E-mail : u_system@yokohama-cu.ac.jp

(5) 質問書に対する回答

平成30年5月25日（金）までに、プロポーザル参加有資格者に当院から電子メール等で回答する。なお、質問の回答は本プロポーザルに関する書類一切への追加・修正とみなすこととし、本プロポーザルで優先交渉権者と特定した業者と当院との約定（後述「11 優先交渉権者として特定した業者との約定」を参照）において取り交わす文書についても、当該追加・修正を行った後の文書を用いて約定を取り交わすものとする。

9 提案書等の提出

提案書等の提出は、プロポーザル参加有資格者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

別添2「次期病院情報システムの調達・構築業務 提案書等作成要領」を参照すること。

(2) 提出期限

平成30年6月1日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

管理部 総務課 システム担当

所在地：横浜市南区浦舟町4丁目57番地

電話：045-253-5730（直通）

(4) 提出方法

郵送（簡易書留）または持参とし、詳細は「5 参加の手続き」と同様とする。

10 優先交渉権者の特定

(1) 審査を行う者

横浜市立大学附属市民総合医療センター次期病院情報システムの調達・構築業務評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が審査を行い、優先交渉権者を特定する。

(2) ヒアリングの実施

審査にあたってプロポーザル参加有資格者の考え方やその経験を問うヒアリングは、プレゼンテーションと質疑応答により非公開で実施する。プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の総括責任者又はプロジェクトマネージャが行うものとし、参加できる人数は6名以内とする。なお、ヒアリングの実施日や詳細についてはプロポーザル参加有資格者に別途通知する。

(3) 選定の基準、及び優先交渉権者・次点者の選定

別添3「横浜市立大学附属市民総合医療センター次期病院情報システムの調達・構築事業 優先交渉権者選定基準」（以下「評価基準」という。）を参照すること。

(4) 選定結果の公表、通知

プロポーザル参加有資格者の順位、評価点数、評価基準、評価委員会の開催経過については、優先交渉権者の特定後、速やかにプロポーザル参加有資格者に対して結果通知書（様式5）で通知する。

11 優先交渉権者として特定した業者との約定

(1) 約定書の締結

優先交渉権者に特定された者（以下「特定者」という。）と当院の双方とで協議し、本業務に関して約定書を締結する。

ただし、特定者と当院との約定書の締結までの協議期間において「7 参加資格の喪失」に相当する事実が判明した場合、又は特定者からの辞退の申出があった場合、若しくはその他約定書の締結に際し、特定者との調整・交渉が妥結しなかった場合については、「10 優先交渉権者の特定」において次点者となった者と約定書の締結の調整・交渉を行うものとする。

(2) 約定書の内容

約定については、特定者が当院に向けて調達・構築した病院情報システムについて、リース会社へ販売すること、当院が当該システムをリース業者との契約により調達することについて確約するものとする。なお、約定については、詳細内容確定のために追加して締結することも想定される。

(3) リース業者の決定と支払い

確定したシステムの内容を仕様とし、当該システムについてリースによる調達を行う。本件に関しては個別の調達・構築、委託などは実施せず、総額をリースにより対応する。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに関して要した費用については、すべて申出者の負担とする。
- (2) 申出者及びプロポーザル参加有資格者から提出された書類は、プロポーザルに係る書類の審査に使用する場合を除き、当院は無断で使用しない。
- (3) プロポーザル参加有資格者から提出された提案資料については、本学も適用対象として含まれる「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開する場合がある。
- (4) プロポーザル参加有資格者から提出された提案資料の審査を行う際は、必要な範囲において通知することなく複製を作成する場合がある。ただし、プロポーザル参加有資格者が有する著作権や意匠権等の扱いについて当院は関連法を遵守し、プロポーザル参加有資格者の権利は侵害しない。
- (5) 原則、提出された提案書等は返還しない。
- (6) 参加意向申出書、提案書等の当院受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (7) 特定者が本業務を実施するにあたり、提案書に記載された総括責任者、プロジェクトマネージャについては、特別の理由があると当院が認めた場合を除き、特定者の事由により変更することは認めない。